

# 財務委員会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、定款及び法人運営基本規則に基づき、財務委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

**第2条** 財務委員会は、財務を担当し、以下の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 会費の徴収
  - (2) 補助金及び寄付の申請・受付
  - (3) 現金の出納及び保管
  - (4) 物品の購入、保管及び売却
  - (5) 会計帳簿の作成及び保存
  - (6) 契約書、領収書等の保管
  - (7) その他財務に関する事項
- 2 財務委員会は前項各号の事務の遂行に必要な事項を審議し、その結果を理事会に報告する。また、財務に関し、理事会からの諮問に応じ、又は理事会に意見を述べる。

(委員の任期)

**第3条** 委員の任期は2年とし、再任を妨げないが、最大三期までとする。

(委員長及び副委員長の任期)

**第4条** 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

附則

本規則は、この法人の設立の登記の日に遡って適用されるものとする。